

# 川俣町では、空き家の建替費用や 空き地への新築費用を

## 最大 280万円 補助します。

### 対象経費

- ・「川俣町空き家等バンク」に登録された空き地、川俣町空家等除却事業で交付決定した空き地、または川俣町空き家バンク等に関する協定書における指定宅建業者が保有している空き地、いずれかに戸建住宅を新築する費用
- ・「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家の建替費用  
(空き家を除却し、同じ敷地に戸建住宅を新築するときの除却費用及び新築費用)

対象外 経費	・ 土地取得費 ・ 外構工事等の経費	・ 併用住宅における住宅部分以外に係る経費 ・ 調査、設計及び工事監理に要する経費	・ 他の補助金等を活用する場合の 当該対象経費
-----------	-----------------------	--	----------------------------

### 対象者の主な要件

- ① 次のいずれかに該当する方。
    - ・ 賃貸住宅に居住している方。
    - ・ 二世帯以上が同居している世帯から独立される方。
    - ・ 川俣町に住民票を移す直前に、連続して3年以上、川俣町外に在住していた移住者の方。
  - ② 移住者の方が転入後に認定申請を行う場合は、転入後1年以内の方。
  - ③ 新築した住宅に、交付申請日から5年以上継続して居住する方。
- ※ 福島県が施行する「12 市町村移住支援金」の交付対象となる方は、原則、対象外となります。

### 交付額

【対象経費の1/2】又は【下記①～⑤の合計】のいずれか低い額。

① 基本額	140万円
② 世帯に中学生以下の方がいる場合	20万円
③ 世帯に町内企業の正社員の方がいる場合	20万円
④ 住宅の建築を町内企業が請け負う場合	20万円
⑤ 空き家の建て替えを行う場合	80万円

### 新築する住宅に関する要件

- ① 戸建住宅であること。
- ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令に適合していること。
- ③ 住宅の延べ面積は、住生活基本計画(全国計画)において定める一般型誘導居住面積水準を満たすこと。

### 対象工事の主な要件

- ① 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き地に交付対象住宅を新築する場合。
  - ・ 自ら居住するために親族以外から空き地を取得し、その空き地に交付対象住宅を新築すること。
  - ・ 住宅の新築工事は、建設業者へ請け負わせて行うものであること。
- ② 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家の建替えを行う場合。
  - ・ 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家を親族以外から取得し、その空き家を除却すること。
  - ・ 空き家の除却工事及び交付対象住宅の新築工事は、建設業者へ請け負わせて行うものであること。

### 交付の流れ

- ・ 住宅の新築工事の契約締結日(空き家の除却を行う場合は、空き家の除却工事の契約締結日)から30日以内に認定申請を行うことが必要です。
- ・ 新築した住宅へ入居してから3か月後以降、交付申請を受け付けます。
- ・ 審査の結果、交付要件に該当する場合は、支援金を交付します(最大260万円)。

お問合せ 詳しくは川俣町のホームページをご覧ください。

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/list136-872.html>

(川俣町ホームページトップから「くらし・手続き」>「移住・定住」>「移住支援金」)

(川俣町内の方) 川俣町役場政策推進課まちづくり推進係 電話：024-566-2111

(川俣町外の方) 川俣町移住・定住相談支援センター 電話：050-3117-2275

(8:30~17:15 土日祝日定休)

メール：iju@kawamata-gurashi.jp

